

ふたみシーサイド公園指定管理者募集に係るプロポーザル傍聴要領

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、20 人とします。

2 傍聴の申込方法

- (1) プロポーザルの傍聴を希望する方は、令和 2 年 8 月 6 日（木）（閉庁日を除く。）の午後 5 時 15 分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（プロポーザルの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等）を記入の上、直接、又は郵送、FAX、E メールで事務局（経済雇用戦略課）へ提出してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第締め切ります。
- (3) 傍聴の可否については、プロポーザルの開催日の前日までに事務局から連絡します。

3 プロポーザル会場での受付及び手続

- (1) プロポーザル会場への入室は、プロポーザル開始時間 10 分前から許可します。
- (2) プロポーザル会場への入室に当たっては、プロポーザル会場前の受付で氏名及び住所等を記入していただきます。
- (3) プラカード、幟（のぼり）等を携帯し、又はたすき、ゼッケン等を着用している者は、入室を拒否します。

4 傍聴できない者

- (1) 市民（伊予市自治基本条例第 3 条に定める）でない者
- (2) プロポーザル参加者の関係者である者
- (3) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、プロポーザルを妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

5 傍聴における遵守事項

- (1) プロポーザル会場における発言に対し、拍手その他の方法により公然と批評又は賛否の表明、威圧的行為等をしないこと。
- (2) プロポーザル会場において、発言しないこと。
- (3) プロポーザル会場において、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) プロポーザル会場において、写真撮影、録画、録音等をしないこと。携帯電話（スマートフォン等）においては、マナーモードではなく必ず電源を切り、会場内へは持ち込まないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル会場の秩序を乱し、又はプロポーザルの運営に支障となる行為をしないこと。

6 プロポーザルの秩序維持

- (1) 傍聴人は、プロポーザルを傍聴するに当たっては、委員長及び職員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が前項に掲げる諸事項を守らない場合は、これを注意し、従わないときは、委員長が退場させます。